

平成21年（行ウ）第49号 木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止
請求事件

原告 小林 收 外91名
被告 愛知県知事 大村秀章 外1名

被告ら準備書面9

平成23年7月22日

名古屋地方裁判所民事第9部A2係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士 佐 治 良 三
同 後 藤 武 夫
同訴訟復代理人弁護士 常 川 尚 嗣



本準備書面においては、原告らの平成22年12月9日付け第5準備書面9頁「3」7行目以下、平成23年2月14日付け第6準備書面及び平成23年4月28日付け第7準備書面に対する認否・反論を行う。なお、特に断りのない限り、従前使用したのと同じの略称を使用する。

第1 原告ら第5準備書面9頁「3」7行目以下に対する認否・反論争う。

なお、原告らは、原告ら第6準備書面第4、2、(2)において同様の主張をより詳細になしているので、この点に対する認否・反論は、後記第2、4、(3)において詳述するが、そもそも、原告らが主張の根拠とする愛知県地方計画と被告らが流水の正常な機能の維持（異常湧水時の緊急水の補給）のための必要流量を決定する際の根拠となっ

た本件河川整備基本方針及び本件河川整備計画とは関連性はなく、原告らの主張は失当である。

第2 原告ら第6準備書面に対する認否・反論

1 「第1」について

(1) 第1段落（「本件導水路事業の根拠は」から「確保するとされていることである。」まで）及び第2段落（「その前提となり」から「河川維持流量50 m³/sである。」まで）について認める。

(2) 第3段落（「木曾川水系河川整備基本方針」から「説明されている（乙49）。」まで）及び第4段落（「以下において」から「明らかにする。」まで）について争う。

2 「第2」について

(1) 「1」について

ア 第1段落（「木曾川は」から「形成された。」まで）について及び第2段落（「尾張平野は」から「（甲6坂本亭「木曾川以南の地形区分図国土庁土地分類図（愛知県）より）」まで）について不知。

甲6は国土庁土地局国土調査課の作成にかかるものであり、被告らはその内容について認否する立場にない。

イ 第3段落（「濃尾平野特に」から「p375～377）」まで）について

原告らの主張のうち、甲7の記載に沿う部分については認めるが、その余は不知。

甲7は社団法人農業土木学会の作成にかかるものであり、被告らはその内容について認否する立場にない（以下、同様の場合は「不知」とのみ答弁する。）。

(2) 「2」ないし「5」について

不知。

3 「第3」について

不知。

4 「第4」について

(1) 「1 (1)」について

不知。

(2) 「1 (2)」及び「2 (1)」について

原告らの主張のうち、甲8の記載に沿う部分については認めるが、河川維持用水 $50.5\text{ m}^3/\text{s}$ が舟航のための流量であることは争う。

(3) 「2 (2)」について

原告らの主張のうち、甲8の記載に沿う部分については認めるが、その余は争う。

原告らの主張は、要するに、河川維持用水の内容をなす河状維持用水、工作物維持用水、舟航用水及びその他の用水のうち、甲8において具体的な必要流量の記載があるのは舟航用水の $50.5\text{ m}^3/\text{s}$ のみであることから（甲8、80頁参照）、木曾川の河川維持用水は舟航用水に基づくものであり、下流の漁業（特にヤマトシジミの生息の確保）のために必要な流量は考慮されていないというものである。

しかしながら、「愛知県地方計画書」第一巻（乙52）1頁に記載のあるとおり、愛知県地方計画は、愛知県が「自然・社会・経

済・文化・行政等の総合的見地から、・・・名古屋市と県下諸都市及びその周辺地帯相互の調和ある発展を期し、・・・あわせて国民経済の発展、国民福祉の増進に寄与することを目的」として昭和33年に策定した地域総合計画であり、当然、国土交通大臣が平成19年に策定した本件河川整備基本方針及び国土交通省中部地方整備局長が平成20年に策定した本件河川整備計画とは直接関係を有しないものである。

また、本件河川整備基本方針及び本件河川整備計画における流水の正常な機能を維持するための必要流量が、甲8に記載された河川維持用水についての計画を基にしたという事実もない。

したがって、甲8の存在が、本件河川整備基本方針及び本件河川整備計画の合理性に何らかの影響を及ぼすことは論理的にあり得ないのであって、原告らの主張は失当である。

さらに、原告ら第6準備書面第4、2(2)における主張は、要するに、被告らが、被告ら準備書面1、4頁以下において主張した、木曾成戸地点における河川流量を $50\text{ m}^3/\text{s}$ と設定した経緯に対する反論であると思われる。

しかしながら、被告らの主張は、被告ら準備書面1の4頁で述べたとおり、木曾成戸地点における河川流量を $50\text{ m}^3/\text{s}$ とする取り扱いは、木曾三川協議会により昭和40年に決定された木曾三川水資源開発計画等に基づく取り扱いとして行われてきたものであること、平成17年度になされた塩化物イオン濃度の観測結果は、その取り扱いが相当であるかを検討するべく、ヤマトシジミの生息と木曾成戸地点における流量の関係の検討を行ったというものである。

原告らは訴状11頁において、被告らがあたかも全く新たにヤ

マトシジミの生息の確保の観点から木曾成戸地点における河川維持流量を $50\text{ m}^3/\text{s}$ と設定したかのように主張しているが、正しくは上述のように過去から経験的に行われてきた取り扱いという歴史的経緯を前提とし、ヤマトシジミの生息を例にとって検討したというものである。

なお、原告らは、訴状第2、2(1)において、木曾川の流水の正常な機能である河川維持流量が木曾成戸地点において $50\text{ m}^3/\text{s}$ とされたのはヤマトシジミの生息の確保を理由とするものであったと主張しておきながら（それが誤りであることは前述のとおりであるが）、原告ら第6準備書面においては、一転して被告らに対し「ヤマトシジミの生息の確保のために必要な流量は考慮されていない」と批判しているのである。

この点からも、原告らの主張は矛盾を孕んでおり、失当である。

(4) 「3」について

争う。

原告らの主張は、甲9を根拠として、愛知県地方計画（甲8）を批判するものである。

しかしながら、上述のとおり、甲8における河川維持用水の記載が、本件河川整備基本方針及び本件河川整備計画の合理性に何らの影響を及ぼすことはないのであり、甲9を根拠として愛知県地方計画（甲8）を批判したところで、本件において問題となる本件河川整備基本方針及び本件河川整備計画の合理性に対する批判とは何らなり得ないことは明白なのである。

5 「第5」について

不知。

6 「第6」について

全て争う。

原告らは、木曾成戸地点における基準流量が $50\text{ m}^3/\text{s}$ と設定されたことに対し、独自の見解に基づいて批判しているが、木曾成戸地点における基準流量が $50\text{ m}^3/\text{s}$ と設定された経緯については、既に被告ら準備書面1、4頁以下において主張したとおりであり、原告らは被告らの主張を正しく理解しておらず、失当である。

よって、原告らの当該主張部分については、詳細な認否の必要を認めない。

7 「第7」について

概ね認める。

8 「第8」について

争う。

第3 原告ら第7準備書面に対する認否・反論

1 「第1」について

全て争う。

原告らは、木曾成戸地点より下流における河川維持流量が木曾川水系河川整備基本方針では $50\text{ m}^3/\text{s}$ 、木曾川水系河川整備計画では $40\text{ m}^3/\text{s}$ と定められていることに対し、独自の見解に基づいて批判している。

しかしながら、木曾成戸地点における維持流量はそれまでの歴史的経緯を踏まえて $50\text{ m}^3/\text{s}$ と設定されたものであって、木曾成戸地点下流におけるヤマトシジミの生息に関する調査はこの設定が相当であるかを検討したものであることは、既に被告ら準備書面1、4頁以下において主張したとおりである。

また、木曾川水系河川整備計画では、河川水の適正な利用及び流

水の正常な機能の維持に関する目標について「流水の正常な機能の維持については、動植物の生息・生育等の河川環境を改善するため、木曾川では、木曾成戸地点において1 / 10規模の渇水時に既設阿木川ダム及び味噌川ダムの不特定補給と合わせて、新丸山ダムにより40 m³ / s、異常渇水時〔平成6年（1994）渇水相当〕にはさらに徳山ダム渇水対策容量の利用により、40 m³ / sの流量を確保するとともに、水利用の合理化を促進し、維持流量の一部を回復する。」と定められている（乙8、2 - 8頁）。

即ち、木曾成戸地点における維持流量である50 m³ / sの確保は、木曾川上流ダム群で40 m³ / sの流量を確保し、差分の10 m³ / sについては水利用の合理化で一部確保することとしているのである。本件河川整備計画は、本件河川整備基本方針に基づいた当面の河川整備を目標とするもので、その対象期間は、概ね30年間とされており、その期間で目標とする水利用の合理化が達成できるか不確定であるため、「水利用の合理化で一部を確保する」との表現にとどめているのであり、木曾成戸地点における維持流量は、木曾川上流ダム群と水利用の合理化により50 m³ / sを確保することを最終目標としているのである。

したがって、原告らが言うような「ヤマトシジミの生息のために必要な流量として河川維持流量が定められた」とか「同じ目的のために必要な流量であるのに、特段の科学的根拠もなく突然に流量を減少させた」などという事実は一切ないのである。

原告らは、被告らの主張を正しく理解しようとせず、的を射ない批判を繰り返しているに過ぎず、極めて失当である。

よって、原告らの当該主張部分については、詳細な認否の必要を認めない。

なお、原告らはその第4準備書面においても、「木曾川水系河川整備基本方針を調査・審議する河川整備基本方針検討小委員会において、河川維持流量としてヤマトシジミの生息のために $50\text{ m}^3/\text{s}$ が必要であると認めるに足る『調査』『審議』などされなかった」などと主張しているが、前述のとおり、ヤマトシジミの生息のために必要な流量として河川維持流量が定められたものではないのであるから、原告らの上記第4準備書面における主張もまた失当である。

2 「第2」について

木曾川水系流域委員会が、木曾川水系河川整備計画（案）の策定にあたり、河川法16条の2第3項に基づき、学識経験を有する者の河川に関する意見を聴くことを目的として、国土交通省中部地方整備局長が設置するものであることは認めるが、その余は全て争う。

平成19年11月22日に開催された第9回木曾川水系流域委員会において、木曾成戸地点における維持流量 $50\text{ m}^3/\text{s}$ の科学的根拠に関する議論がなされたが、その議論を踏まえて木曾川水系河川整備計画の内容が検討され（甲22）、その後の法定手続を経て同整備計画が適法に策定されたのである。

したがって、木曾成戸地点における維持流量 $50\text{ m}^3/\text{s}$ は、以上のような根拠に基づいて定められたものであって、原告らの批判は失当であり、詳細な認否の必要を認めない。

以 上